建設時ＣＯ２排出量算定事業の実施に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）及び○○○○（以下「乙」という。）は、「建設時ＣＯ２排出量算定事業」（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、建築物のライフサイクル全体のうち、主に建設に係る資材の製造、運搬及び建設の各段階において排出される二酸化炭素の排出量（以下「建設時ＣＯ２排出量」という。）の削減に向けて、建設時ＣＯ２排出量の算定時期や範囲、算定コストや労力など、建設時ＣＯ２排出量算定の実態を把握することを目的とし、甲及び乙が連携して本事業を実施するに当たり、必要な基本的事項を定める。

（期間）

第２条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和●年●月●日までとする。

（事業責任者）

第３条　乙は、本事業の実施に際し、自己の分担業務実施の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を事業責任者として選任すること。事業責任者は、甲との連絡調整や事業の進捗管理、建設時ＣＯ２排出量算定の責任を負うものとする。

（本事業の内容）

第４条　本事業は、甲及び乙が相互に協力し、次の各号に掲げる事項を実施することを内容とする。

（１）建設時ＣＯ２排出量の算定

（２）算定状況の報告、算定対象建築物の関連資料及び算定結果の提出

（３）算定体制に係る関連資料及び算定に要した工数及び内訳の提出

（４）（１）～（３）に係る情報提供及びヒアリングへの協力

（事業実施計画書の作成）

第５条　乙は、甲と協議の上、第１号様式により、次の事項を記載した事業実施計画書を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

　（１）算定案件概要

　（２）算定実施体制

　（３）事業実施スケジュール

（責務）

第６条　甲は、事業実施計画書に基づく取組について支援する。

２　乙は、事業実施計画書に基づき、甲及び各関係機関と連携しながら取組を計画的かつ誠実に実施するものとする。

（役割分担）

第７条　本事業の実施における甲及び乙の役割分担は、次のとおりとする。

（１）甲の役割

ア　乙の実施する本事業に係る協議及び助言に関すること

イ　乙の取組について検証・評価すること

ウ　経費の一部を負担すること

エ　その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認める事項を行うこと

（２）乙の役割

ア　建設時ＣＯ２排出量を算定し、甲に提出すること

イ　算定状況等を定期的に甲に報告すること

ウ　算定対象建築物で算定に要した関連資料を甲に提出すること

エ　算定に関する情報提供、ヒアリング、その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認める事項を行うこと

（費用負担）

第８条　甲は、「別表　都負担対象経費」により定められた費用について、乙が明確に区分し、甲に示した場合に限り負担するものとする。

２　甲が乙に対して支払う負担金の額は、令和６年度にあっては建築基準法施行令第２条第１項第４号に定める延べ面積（以下「延べ面積」という。）が2,000㎡以上5,000㎡未満の算定対象建築物１用途当たり35万円、延べ面積が10,000㎡以上50,000㎡未満の算定対象建築物１用途当たり55万円を上限とする。

３　甲が乙に対して支払う令和７年度及び令和８年度の負担金の額の上限については、甲は、各年度の予算確定後遅滞なく、当該年度の負担金の額の上限を乙に対して書面により通知するものとする。

（事業実施計画書の変更）

第９条　乙は、事業実施計画書の内容を変更しようとするときは、第２号様式により甲に協議の上、承認を得るものとする。

２　甲は、前項の規定により乙から提出のあった内容について、適当と認められる場合は、これを承認するものとし、第２号様式の２により乙に対して通知する。

３　甲は、必要に応じて乙に対して事業実施計画書の変更を求めることができる。乙は、甲から求められた場合は、第２号様式により甲に協議の上、事業実施計画書を変更するものとする。

（実績報告）

第10条　乙は、事業実施計画書に基づく実績報告について、本事業の実施に係る契約書の写し、領収証の写し、その他の支払いを証明する書類等とともに、第３号様式により、甲が指定する期日までに甲に報告しなければならない。

２　甲は、必要と認めるときは、乙に対して前項の内容を含む本事業の実施状況等について報告を求めることができる。

（効果検証・評価）

第11条　甲は、前条による実績報告及び実施状況報告を受けた場合、その報告内容の妥当性等について、検証・評価を行い、乙は甲が行う効果検証に協力するものとする。

（本事業で得られた検証結果等の公表）

第12条　甲は、前条で収集・分析した検証結果を、個人情報及び算定対象建築物に係る情報が特定できないよう統計的に処理し、公表することができる。

（負担金の額の確定）

第13条　甲は、第10条の規定により提出された実績報告の内容を審査し、適正と認めたときは、甲が負担する額を決定し、第４号様式により乙に通知する。

（負担金の支払い）

第14条　乙は、前条により確定した負担金の支払いを受けようとするときは、第５号様式により甲に請求する。

２　甲は、前項の請求を受けた日から起算して30日以内に乙に負担金を支払う。

３　負担金は、第８条に基づき、原則として、甲の各年度の会計年度終了後に一括払により支払う。

（経理）

第15条　乙は、本事業に関して、経理を明確にし、帳簿等関係書類を整理するものとする。甲が、乙に対して帳簿等の閲覧を求めた場合は、乙はこれに誠実に対応するものとする。乙は、本事業終了後５年間は採択事業に関する帳簿等関係書類を保存するものとする。

（甲乙の解除権及び解除に伴う措置）

第16条　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

（１）甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき。

（２）甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要が生じたとき。

（３）乙の本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき。

（４）荒天・天変地異などの影響によりやむを得ず中止する場合

２　乙の責めに帰すべき理由により本協定を解除することになった場合は、甲は、解除までに発生した費用を一切負担しないものとする。

（損害賠償責任）

第17条　甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。その場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

（暴力団等の排除）

第18条　乙は、本事業を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（東京都暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（１）断固として不当介入を拒否すること。

（２）甲に報告すること。

（３）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

（個人情報の取扱い）

第19条　甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。事業終了後においても同様とする。甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

（裁判管轄）

第20条　本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（情報公開等）

第21条　本事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、個人情報に係る部分を除いて、原則として公開の対象となる。

（権利の帰属）

第22条　本事業の実施に当たり得られた成果・著作物に対する著作権等は、甲に帰属するものとする。甲及び乙は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による成果物を無償で利用できるものとし、この場合甲及び乙は著作者人格権を行使しない。

（秘密の保持）

第23条　甲及び乙は、この協定の履行に当たり、相手方から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、本事業に関連して知り得た利用者の個人情報及び利用者並びに相手方の技術上、学問上、経営上等の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱い、当該相手方の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

（１）開示を受けた時にすでに公知となっていたもの

（２）開示を受けた時にすでに自己が所有していたもの

（３）開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの

（４）開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの

（５）政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

２　前項の守秘義務は、本協定期間終了後も存続する。

３　甲が別途委託する事業を遂行するにあたって必要な場合、甲は、当該委託事業の委託事業者に対して、本事業において乙が収集・提出したデータを乙の同意を得て提供できるものとする。

（情報の開示）

第24条　甲及び乙は、本協定期間中、自己が保有し、かつ本事業の実施に必要な資料、必要な秘密情報を相互に開示する。ただし、秘密漏洩禁止義務のもと、第三者から入手した資料・情報等の開示につき制約を受けるものについては、この限りではない。

２　甲及び乙は、前項により相手方から開示された一切の資料、情報を本事業の目的のみに使用し、その他の目的に使用しない。

（協定の変更）

第25条　甲及び乙は、本事業の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適当となった場合は、協議の上本協定を変更することができる。

（協定期間終了後の効力）

第26条　本協定が、期間満了若しくは解除等により終了した後においても、第15条から第17条まで及び第19条から第22条まで並びに第24条から本条の規定は存続するものとする。

（協議）

第27条　本協定に定めのない事項又は本規定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙は協議の上、定めるものとする。

上記協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和 　　　年 　　　月 　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （甲） | 所在地 | 東京都新宿区西新宿二丁目８番１号 |
|  | 名称 | 東京都環境局 |
|  | 代表者 | 環境局長　須藤　栄 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （乙） | 所在地 |  |
|  | 商号または名称 |  |
|  | 代表者 |  |

別表　都負担対象経費

１　都負担対象経費の科目

【条件】

（１）建設時ＣＯ２排出量算定に係る直接人件費

（２）建設時ＣＯ２排出量算定のための直接的かつ必要最小限の諸経費で、次のア及びイのいずれにも合致する経費

ア　協定期間内に契約、取得、納品、実施、支払いが完了する経費

イ　使途、単価、規模等の確認が可能、かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費

【一覧】

| 科目 | 内訳 |
| --- | --- |
| １.直接人件費 | 建設時ＣＯ２排出量算定、算定結果確認、都とのヒアリング・提案対応の業務に直接従事した主な社員・役員の人件費【注意事項】ア 対象となるのは、採択事業者の役員及び社員のうち、常態として採択事業者の業務に従事し、採択事業者から毎月一定の報酬、給与が直接支払われている方となります。※役員の場合は登記簿謄本、社員の場合は雇用保険被保険証等の採択事業者の関係を証明する書類が必要です。イ 基準日額は、国土交通省の令和６年度「設計業務委託等技術者単価」を適用します。ウ 従事時間の上限は、1人につき1日８時間、年間1,800時間とします。エ 各従事者の当月対象経費算定額（基準日額×当月従事日数）が当月給与総支給額を超える場合は、当月給与総支給額が対象経費の上限となります。オ 採択後、就業規則及び賃金規定の提出が必要となります。カ 対象は、実際に採択事業に従事した時間に限られますので、報告時、従業者別の作業日報・日誌等の提出が必要となります。――――――――――――――――――――――――――――対象とならない経費の例1. 事業に直接的に関係のない業務により発生する経費

[例：経理事務や営業活動等の経常的業務等]1. 就業規則等に定められた所定労働時間を超えて行われる時間外労働（超過勤務）
2. 休日労働（就業時間等に定められた休日に労働した時間）
3. 個人事業者の自らに対する報酬
4. 雇用保険に未加入の正社員が行った業務により発生する経費
5. 給与・報酬等の支払い実績が確認できないもの
6. 給与の支払いが振込以外の場合（現金支給は対象外）
 |
| ２.諸経費 | 建設時ＣＯ２排出量算定に必要な経費対象となる経費の例及び注意事項 1. 建設時ＣＯ２排出量算定に必要な出張に係る旅費
* 出張の用務は、採択事業の実施に必要なものに限ります。
* 出張者は、事業遂行における必要最小限の人数で実施してください。
* 当該業務に従事したことがわかるよう、出張者、用務先、日付、目的、等を記載した出張報告書（様式自由）を作成してください。
* 旅費の行程は、最短ルートを使用してください。タクシー使用の場合又は最短ルート以外のルートを使用する場合には、出張報告書等に当該使用について明確かつ妥当性のある理由を記載してください。
* 支払いの事実（支払いの相手方（出張者）、支払い日、支払い額等）を明確にしてください。
1. 建設時ＣＯ２排出量算定に必要な会議に要する使用料等
* 会議等を外部で行う必要性を精査してください。採択事業者が所有する会議室を使用する等の場合、原則会場使用料は発生しません。自社の会議室がある場合において、有料会場（自社内の有料会議室を含む。）を借りる必要がある場合には必要性を十分に精査してください。
* 会議等を外部で行う必要性がある場合は、会議の規模、出席予定人数等を勘案し、会議室を選定してください。
* 会場使用料（会議室の室料、会場の借上げ費）について、見積や料金表で料金が確認できる資料、支払の事実がわかる請求書、領収書等を用意してください。
1. 建設時ＣＯ２排出量算定に必要な物品の購入、製造、リース・レンタル等に必要な備品費・借料及び損料
* 原則として、（仕様→見積→発注→納品→検収→支払）の手順によって処理を行ってください。
* 取得した設備は当該事業のみに使用しなければなりません。そのため、現物が他の設備等と明確に区別（見える位置にシールを貼付等）し、自主事業等当該事業以外の目的に使用しないよう注意してください。
* 支払いの事実（支払いの相手方、支払い日、支払い額等）を明確にしてください。
 |

２　都負担対象外経費等（全科目共通）

|  |
| --- |
| ①　都が報告書類を精査し、対象外と判断した経費②　間接経費（消費税を除く租税公課、振込手数料、利子、通勤手当、日当、飲食費及び収入印紙等。ただし、別表にて対象経費として指定しているもの及び都の事前承認を受けたものを除く。なお、消費税免税事業者に対しては、都は消費税を負担しない）③　契約書、発注書、納品書、領収書及び振込明細書等の帳票類に不備があるもの。④　使途、単価及び規模等の確認が不可能なもの。⑤　他の事業に要した経費と明確に区分できないもの。⑥　通常の業務・取引と混在、又は相殺して支払いが行われているもの。⑦　親会社、子会社、その他関連法人※等との取引により生じる経費※関連法人等の例　自社と資本関係のある法人、役職員等を兼任している法人、代表者の三親等以内の親族が経営する法人、自社と顧問契約・アドバイザリー契約等を締結している法人等（個人事業主等も含む））⑧　本事業の実施期間外に使用した経費に係るもの。⑨　実績報告時までに支払いが終了していない事業に係るもの。⑩　複数年度にわたり実施する事業で、実施する事業及び経費が年度ごとに区分できないもの。⑪　同一の事由で国、都又は区市町村等から給付金や補助金を受けている場合の個別事業の経費⑫　上記各号のほか、社会通念上、都による負担が適当でないと都が判断したもの。 |

【参考】令和６年度　設計業務委託等技術者単価（抄）

①設計業務

|  |  |
| --- | --- |
| 技術者の職種 | 基準日額（円） |
| 技師(Ａ) | 57,000  |
| 技師(Ｂ) | 47,200  |
| 技師(Ｃ) | 38,400  |

第１号様式（第５条関係）

　　年　　月　　日

東　京　都　知　事　殿

所在地

名　称

代表者

建設時ＣＯ２排出量算定事業に係る事業実施計画書

　このことについて、協定書第５条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

１　実施期間

年　月　日から　　　年　月　日まで

２　事業の執行計画

第２号様式（第９条関係）

　　年　　月　　日

東　京　都　知　事　　殿

所在地

名　称

代表者

建設時ＣＯ２排出量算定事業に係る事業に係る事業実施計画書の変更承認申請書

　　　年　月　日付　　環気環第　号をもって承認された内容について、協定書第９条第１項の規定により、下記のとおり変更・中止承認を申請します。

記

１　変更・中止の内容

２　変更・中止理由

第２号様式の２（第９条関係）

環気環第　　　号

　　年　　月　　日

名　　称

代表者名

東　京　都　知　事

建設時ＣＯ２排出量算定事業に係る事業実施計画書の変更の承認について

　　　年　　月　　日付で申請のあった変更については、協定書第９条第２項の規定により、記載のとおり承認します。

第３号様式（第10条関係）

　　年　　月　　日

東　京　都　知　事　　殿

所在地

名　称

代表者

建設時ＣＯ２排出量算定事業実績報告書

　　年　月　日付　　環気環第　号をもって承認された事業実施計画書に記載した内容について、協定書第10条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　報告対象期間

　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

２　添付書類等

第４号様式（第13条関係）

環気環第　　　号

　　年　　月　　日

名　　称

代表者名

東　京　都　知　事

建設時ＣＯ２排出量算定事業に係る負担金額の確定について

　年　　月　　日付で提出された実績報告を審査した結果、協定書第13条の規定により、下記のとおり負担金の額を確定したので通知します。

記

１　事業実施期間

　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

２　負担金の確定額

　　金　　　　　　　円

第５号様式（第14条関係）

　　年　　月　　日

東　京　都　知　事　　殿

所在地

名　称

代表者

建設時ＣＯ２排出量算定事業負担金請求書

年　月　　日付　環気環第　　号で額の確定のあった標記の負担金について、協定書第14条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 　 金 円